

集団回収の支援制度が変わります！

北区は、平成4年7月に東京都から引き継いでからこれまで、集団回収の支援を継続してまいりました。この度、昨今のリサイクル環境の変化に伴って、同支援制度の改正を行いました。令和5年度から新しい制度が始まりますので、以下のとおりお知らせいたします。

1 商品券配付を廃止し、協力金を創設



今後は、報奨金と同じ口座に「協力金」としてお振込みさせていただきます。
金額(2,000円)に変更はありません。

2 報奨金の支給を年4回から年2回に



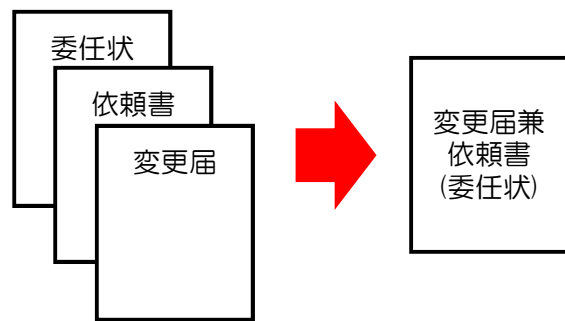
これまで四半期ごとに支給していましたが、今後は半期ごとに支給します(1～6月分を8月に、7月～12月分を翌年2月に支給)。
※支給総額に変更はありません。
※令和5年度の第1四半期分(8月支給分)まではこれまでどおり支給します。

3 報告書の提出期限を原則活動の翌月に



原則を守っていただき、今後は書き溜めて提出することはお控えください。

4 代表者等変更届などの様式を改正



代表者等変更届・口座振替依頼書・委任状を全てまとめて1枚にしました。

上記について、ご不明点等ございましたら何なりとお問い合わせください。
皆さまの集団回収活動の支援に全力でお取り組みさせていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】

北区清掃事務所事業管理係集団回収担当

電話 03-3913-3077